

私道の寄附受入 条件表

1. 管理関係

	<p>一般的な私道 建築基準法の道路に該当し、一般の通行（貸地・貸家・店舗を除く4戸以上の利用）に供されている。（行き止まり道路は、位置指定道路であること）</p>
	<p>市街化区域内宅地開発の場合</p> <ul style="list-style-type: none">市街化区域の宅地開発（都市計画法適用除外）により創設された道路であること。道路管理者と協議（開発行為技術基準を参考にした協議）を行い施工した道路であること。建築基準法の道路位置指定を受けた道路であること。
	<p>既存の公道に接し、通行できる有効幅員が4m以上ある。 （後退用地の場合は、中心から2m）</p>
	<p>舗装・排水施設・隅切りがあり、危険箇所・障害等がない。</p>

2. 権利関係

	<p>道路部分が分筆されている。</p>
	<p>現況と公図が一致し、道路の区域が明確である。</p>
	<p>境界標が明示され、境界に関する異議がない。</p>
	<p>所有者の権利が正しく登記され、所有権以外の権利が存在しない。 （相続・変更・抹消などの登記が必要）</p>
	<p>道路部分の所有者全員の寄附承諾が得られる。</p>

3. その他

	<p>上記及びそれに関連する費用は、全て申請者が負担すること。</p>
	<p>寄附の後、3年程度は道路等の修繕要望をしないこと。</p>